210

質問第二一〇号

新型コロナウイルス感染症と労災および公務災害に関する質問主意書

提 出 者 冏

部

知

子

新型コロナウイルス感染症と労災および公務災害に関する質問主意書

今般、 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、いわゆるエッセンシャル・ワーカーとされる医療

看 護 ・介護 段・保育 1・販売・サービス・運輸・交通・清掃など様々な分野において多くの労働者が働いてい

る。 その一方で、 様々な職場において集団感染が発生しており、 多くの労働者の安全と健康が脅かされてい

る状況にある。

る義務がある

(労働安全衛生法第三条)。

日 本の労働法において、 事業者には労働災害等を防止する義務があり、 また、 快適な職場とするよう努め

さらに労働者に対する安全配慮義務

に、 「労働災害の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、 労働者を作業場から退避させる等必要

な措置を講じなければならない」と規定している (労働安全衛生法第二十五条)

方、 国の労災保険制度は、 業務または通勤による労働者の負傷、 疾病、 障 害、 死亡等に対し、 迅速かつ

公正な保護を行うことを目的としており、 今般の新型コ ロナウイルス感染症についても、 業務や通勤により

感染・発症した労働者の迅速な保護・補償のために広く使われるべきである。

また、 今般の新型コロナウイルス感染症に対し、ダイヤモンド・プリンセス号の対応をはじめとして、多

ととも

(労働契約法第五条)

補償制度および地方公務員災害補償基金における、 くの国家公務員および地方公務員が、感染拡大防止対策や医療業務などに従事してきたが、 はまったく公開されていない。これは感染拡大防止対策や緊急事態宣言下での公務を担っている公務員すべ 新型コロナウイルス感染症に関する公務災害の認定状況 国家公務員災害

これらの点を踏まえ、以下質問する。ての人権に関わる重大な問題である。

一 労働安全衛生について

者 な 全くない」といった声が寄せられていると聞く。 ける新型 「院内感染しても労災の話は い現状を踏まえれば、 の安全衛生上の法的義務について明確な言及がな 厚生労働省が公表している コ ロナウイル ス感染症への感染予防、 こうした情報提供の機会をとらえ、 病院から何もない」、 「新型コロナウイルスに関するQ&A」や、 健康管理の強化について」 多くの事業所において労働者保護の理念が徹底されてい V) 「感染症病棟で従事して感染したが補償などの しか 改めて労働安全に関する事業主の責務と労働 Ļ 労働弁護団 労使団体に発出した (五月十四日付) \mathcal{O} 電 話 相 談には、 等では 看護師 「職場にお 説 明 使用 から が

者の権利を明示し、

周知を徹底する必要があると考えるがどうか。

一 労災補償について

1 事者等について 求 者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、 四月二十八日通知 件数四十四件 新型コ ロナウイルス感染症による直近の労働災害の申請数と認定数は、 「患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、 (うち医療従事者三十二件)、 「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて」 認定件数四件 業務外で感染したことが明らかである場合を除き、 (うち医療従事者二件) 五月二十二日に公表された請 において、 である。 看護師、 介護 厚労省は 医療従 従 原

2 福祉 九 上る」とされている。 況について、 十人以上。 「日経 |施設などの従事者の累計 ヘルスケア」五月十八日付記 介護職員等や職員の内 「五月十六日時点で、 同社取材班が独自の調査でまとめたものである。 は千三百人を超えている。 C O V I 訳が未判明な分も合わせると従事者の感染は計千三百三十人以 事によれば、 D 十九の 医療)感染が. 内訳は判明分で医師 ·介護 確認された医療機関や介護事 ·障害福祉 政府はこうした調査を行ってい サー 百五十人以上、 ビスの従事者等の感染状 看護師 業 族 障害 匹 百

認定が三十二件中二件のみとはあまりにも少な

則として労災保険給付の対象となる」と記しているが、

1

のではないか。

政府

の認識を問う。

るか。行っているとしたらどこで行っているのか。また行っていないとしたらなぜか。

3 ているのは何件か。 ている医療施設は五月十日現在八十六施設とされた。これらの事業所から労働者死傷病報告が提出され 新型コロナウイルス対策本部の下に設置された、クラスター対策班の調査で集団感染が明らかになっ また、労災申請がなされているのは何件か。

4 を求め、 側から労災申請が不当に抑制されているとしたら大問題である。 集団感染が明らかになっているこれらの施設において、 労働安全衛生法違反の是正勧告を積極的に行うことにより、 労働者死傷病報告が適切に提出されず、 まず労働者死傷病報告の速やかな提出 労災申請を喚起すべきと思うがど 施設

が、潜伏期の業務や生活状況等について、 ついては、 (1) ウ。 感染経路が特定できないが感染リスクが相対的に高いと考えられる労働環境下で働いている労働者に 業務起因性を個々に判断するとしている スーパ ーのレジ担当者、 タクシーやバスの運転手、 専門家の意見等を求めながら調査を行うことが想定され、 (四月二十八日付基補発○四二八第一号、 育児サービス従事者などが想定される 項 目 2 相

当な時間を要すると思われる。該当するあらゆる労働者について、

医療従事者と同様、

積極的な反証

 \mathcal{O}

5

うか。

ない限り業務上疾病と認定すべきと考えるがどうか。

6 け幅広く「内在する危険が具現化」したものとみなして労災保険給付の対象とするべきと考えるがどう 可能性が高い。 新型コ ロナウイルス感染症は無症候者や軽症者が八割とされ、 通勤途上の感染については蓋然性を広く認め、 「積極的な反証がない限り」、 電車やバスなどの乗客に混在している できるだ

7 時 とにより、 間などの認定概要を公開し、 これまでの労災認定事例について、 積極的な労災請求を促すべきではないか。 新型コロナウイルス感染症による労災を具体的に類型化して例示するこ 被災労働者の業務内容、 労災と認定した根拠、 労災認定に要した

か。

三 公務災害について

責務を有する」として、 国家公務員災害補償法第二条第四によれば、 「次条の実施機関が行う補償の実施について調査し、 「人事院は、 この法律の実施に関し、 並びに資料の収集作成及び 次に掲げる権限及び

報告の提出を求めること」と規定されている。

1

公務中あるいは通勤中に新型コロナウイルス感染症に感染した者について、国家公務員災害補償法に

基づき、三十四の実施機関 による探知ないしは被災職員・遺族からの申し出により、 (本府省等二十六機関、 行政執行法人等八機関) 実施機関へ報告があった件数について政府が において、 補償事務主任者

2 公務中あるい . は通勤中に新型コロナウイルス感染症に感染した者について、国家公務員災害補償法に

承知するところを実施機関別に示されたい。

基づき、三十四の実施機関において、① 「公務上」と認定した件数、②「公務外」と認定した件数、 3

公務上外の調査中の件数について、 政府が承知するところを実施機関別に示されたい。

3 公務中あるい は通勤中に新型コロナウイルス感染症に感染した者について、 国家公務員災害補償法に

基づき、三十四 の実施機関において、 「公務上」 と認定されたものについて、 ①療養補償の 実施 件数、

②休業補償の実施件数、 ③障害補償 の実施件数、 ④遺族補償の実施件数について、 政府が承知するとこ

ろを実施機関別に示されたい。

四 地方公務員の公務災害について

災害補業 償基金にお ける、 新型コ ロナウイルス感染症による公務災害への対応状況については、 都道府県

別に公務災害の申請数および認定数を、 政府としても把握すべきと考えるがどうか。

また、認定事例については、被災公務員の個人情報保護を図りつつ、少なくとも、被災公務員の業務内

容、公務災害と認定した根拠、公務災害認定に要した時間などの認定概要を明らかにするべきである。こ

の点について、政府としての見解を示されたい。

右質問する。